

地方財政審議会付議（説明）案件

令和 7 年 3 月 1 4 日（金）

（案件名）

- ・ 令和 6 年度特別交付税交付額の決定について（決裁案件）
- ・ 特別交付税に関する省令の一部を改正する省令案について（決裁案件）
- ・ 令和 6 年度震災復興特別交付税の 3 月交付額の決定について（決裁案件）
- ・ 地方交付税法第 1 7 条の 4 に基づく意見の処理について（説明案件）

（参考）

○地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

三 第十条又は第十五条の規定により各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、又は変更しようとするとき。

（交付税の額の算定方法に関する意見の申出）

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

自治財政局 財政課

畑中 理事官（内 2 3 3 1 5）

特別交付税制度の概要

1. 総額

- 地方交付税総額の6%に相当する額
(地方交付税法第6条の2)

2. 役割

- 普通交付税の補完的機能 (地方交付税法第15条)

※ 個別の算定項目等については、省令に規定

- 基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること

例) 地域医療(公立病院等)、地域交通(地方バス・離島航路等)、文化財保存、消防救急関係 等

- 普通交付税の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があること 等

例) 災害関係(地震・台風・豪雨等)、除排雪関係 等

3. 交付時期

- 年2回に分けて交付
(地方交付税法第15条、第16条)

<第1回> 12月に交付 (総額のおおむね1/3以内)

<第2回> 3月に交付

4. 特別交付税総額

【令和5年度】
11,322億円

【令和6年度】
12,597億円 (対前年度比 +11.3%、+1,275億円)

※令和6年度補正予算において、1,397億円を増額

◎ 地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

（運営の基本）

第三条 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税（以下「交付税」という。）の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならない。

2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

（交付税の種類等）

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十四に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の六に相当する額とする。

（特別交付税の額の算定）

第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定により算定された基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

3 激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難しい場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けることができる。

4 総務大臣は、第二項前段又は前項の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

(交付時期)

第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月において交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月及び六月	前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額に当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額
十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額
十二月	前条第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額
三月	前条第二項の規定により三月中に総務大臣が決定する額

- 2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模な災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難しい場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更の程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参しやくして、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。
- 3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けるべき交付税の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。
- 4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

附 則 抄

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

第十三条 令和六年度及び令和七年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

◎ 地方団体に対して交付すべき令和六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和6年総務省令第46号）（抄）

(令和六年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期)

第一条 各道府県及び各市町村に対して、令和六年九月及び令和七年三月において、当該各月に交付すべき 令和六年度分の震災復興特別交付税（地方交付税法（第七条及び第八条において「法」という。）附則第四条に規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。）の 額を決定し、交付する。